平成２４年（フ）第１４２号
愛知県一宮市浅井町江森字森前１番地１　ナビウッディ一宮２番館807号
破産者　竹内　里恵（旧姓長友・大矢）
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺442番地７
破産者　森　　憲和
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第２９７号
三重県津市高茶屋７丁目９番37号
破産者　村瀬　　敏
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０３号
三重県津市安濃町今徳230番地３　フォレスタロヴィーネ３―203、破産手続開始決定時の住所三重県津市戸木町2349番地
破産者　谷井　哲也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８１号
三重県鈴鹿市安塚町445番地の１、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市三日市南２丁目２番20号
破産者　綜合視力回復センター鈴鹿支部こと　田中　　誠
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６２号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字渡瀬84番地ロイヤルガーデンなでしこ館112号、前住所三重県三重郡朝日町白梅の丘東２丁目２番地２
破産者　中村　大介
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０号
三重県津市阿漕町津興1085番地２、住民票上の住所三重県津市阿漕町津興1191番地
破産者　上田建設工業こと　上田　孝一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６号
三重県志摩市阿児町鵜方1051番地31
破産者　島田　秀昭
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
滋賀県彦根市東沼波町1220番地１　101号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野2248番地34
破産者　立岡　修一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２６号
滋賀県長浜市八島町1503番地
破産者　中嶋　幸子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６１３号
京都市伏見区石田内里町76番地１　タウンハイツ醍醐507
破産者　鈴木三輝子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６３号
京都市右京区太秦多藪町14―11　カプチーノ太秦304号、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町101番地７
破産者　澤田　　歩
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６７号
京都市右京区太秦開日町２番地１　コーポエル407号
破産者　西川恵美子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　17棟304号
破産者　加藤　智拡
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
京都市上京区上御霊前通小川東入下清蔵口町135番地
破産者　上藤　良三
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　24―307
破産者　辻　　暁子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
京都市右京区梅津フケノ川町21番地16　ドミール大文字305
破産者　安達　哲也
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
京都市伏見区久我本町12番地の11　朝日プラザ伏見桂川1107号
破産者　マキノ整体院こと牧野哲大こと　牧野　哲寛
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
京都市北区小山下内河原町101　コーポヤスダ102号、住民票上の住所京都市北区小山東花池町９番地
破産者　佐々木真希子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
京都府向日市寺戸町笹屋25番地の１　第２吉万ハイツ207
破産者　石原　朝光
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第１２６０号
東京都調布市東つつじケ丘２―25―１　ヴィラアライ11―103
再生債務者　三浦　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１号
群馬県太田市熊野町22番８―B103号
再生債務者　田嶋　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月27日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第４０号
徳島県徳島市富田橋２―43ププレ冨田橋406
再生債務者　田外　幹雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月26日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１６号
北九州市小倉北区金田２丁目２番８―702号
再生債務者　木村　征文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部